

2020年JMRC四国ジムカーナ競技会共通規則

第1章 大会告知

第1条 競技会特別事項

本競技会のオーガナイザーは当該競技会の特別規則に本共通規則第1章の各項目を明記すること。また、特別規則の内容は本共通規則の内容に相反したり、重複しないこと。

○競技会の定義および組織

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則およびその細則、2020年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定、スピード競技開催規定、そして本共通規則および本競技会特別規則に従い準国内競技として開催される。

○競技会の名称

2020年JAF四国ジムカーナ選手権 第〇戦

2020年JMRC全国オールスター選抜ジムカーナ 第〇戦

競技会の名称_____

○競技種目 ジムカーナ

○競技の格式 JAF公認:準国内競技、JAF公認番号_____

○開催日程 2020年〇月〇日(日)

○競技会開催場所

名 称:_____ 所在地:_____

○オーガナイザー

名 称:_____

所在地:〒_____

代表者:_____

○大会役員(必要に応じて)

大会会長 :_____

○組織委員会(必ず3名以上で構成すること)

組織委員長 :_____

組織委員 :_____

組織委員 :_____

○競技会主要役員

1)競技会審査委員会(JMRC四国派遣を含め3名以内で構成すること)

審査委員長 :_____ (JMRC四国派遣)

審査委員 :_____

2)競技役員

競技長 :_____

コース委員長:_____

計時委員長 :_____

技術委員長 : _____

救急委員長 : _____

事務局長 : _____

○参加申込および参加費用

1) 参加申込場所および問い合わせ先(大会事務局)

所在地: 〒 _____

クラブ名: _____ 担当者名: _____

TEL・FAX: _____

2) 参加受付: 受付開始 2020年〇月〇日

締切 2020年〇月〇日必着

3) 提出書類: JMRC四国共通参加申込用紙、車両申告書に必要事項を記入し署名のうえ、参加料を添えて
参加受付期間内に上記まで申し込むこと。

4) 参加料: ¥ _____

○競技のタイムスケジュール

ゲートオープン : [時刻を記載]

第1回審査委員会 : [時刻を記載]

参加確認受付 : [時刻を記載]

公式車両検査 : [時刻を記載]

コースオープン : [時刻を記載]

ドライバースプリーフィング : [時刻を記載]

第1ヒート : [時刻を記載]

コースオープン : (第1ヒート終了後〇分間)

第2ヒート : (第1ヒート終了〇分後)

表彰式 : (第2ヒート終了〇分後)

○その他の事項

1) クラス区分

2) 参加台数(最大参加台数)

3) 見舞金制度:

全ての競技参加者は2020年に(地区問わず)有効な見舞金制度に加入し、競技会受付時に加入証を提示しなければ出走できない。未加入の場合は、当日受付にて JMRC 四国スポーツ安全保険(2,000 円)に加入できる。ただし、スポーツ安全保険では当日のイベントは担保できないため、旧 JMRC 四国共済制度を適用し加入証を発行する。後日、加入者にはスポーツ安全保険加入証を発行し郵送する。加入の証明ができない場合は、JMRC 四国スポーツ安全保険事務局の加入者リスト資料を参考にするが、リストに反映するには一週間程度を要するため早めの加入を推奨する。

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条 参加車両

当該年の日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規則第11条に従う。

第3条 部門およびクラス区分

1. JAF四国ジムカーナ選手権

a.NS部門

NS1クラス: 2輪駆動のN・SA・SAX・SC・AE車両

NS2クラス: 4輪駆動のN・SA・SAX・SC・AE車両

: クラス区分無しの D 車両

b.PN部門

2輪駆動のPN車両および気筒容積2000cc以下の後輪駆動のN車両

ただし、N車両はJAF登録車両であり、同一車両型式の最も古いJAF登録年が2003年1月1日以降の車両で国内競技車両規則第3編スピード車両規定第4章第5条5. 3)は適用しない。

(最終減速比の変更不可)

c.R部門

R I クラス: 気筒容積1150cc以下の後輪駆動のB車両

: 気筒容積1500cc以下の前輪駆動および4輪駆動の B 車両

R II クラス: 気筒容積1500ccを超える前輪駆動のB車両

R III クラス: 気筒容積1150ccを超える後輪駆動のB車両

R IV クラス: 気筒容積1500ccを超える4輪駆動のB車両

: 4輪駆動のPN車両(JAF 登録年問わず改造範囲のみ適用。)

2. その他選手権以外のクラス

a. ATクラス: B車両(Sタイヤ使用禁止・オートマ車両のみ)

b. クローズド・ラリー車等のクラスの追加設定は、主催者の自由とする。

※但し、そのクラスに参加できる車両は、国内競技車両規則に定義される範囲内とし、その内容を競技会特別規則書に明記する事。

クラスの細分化は主催者の自由とする。その場合には、その内容を競技会特別規則書に明記する事。

第4条 各クラスのタイヤ制限

1 NS 部門については、当該年の「JAF 国内競技車両規則 第 3 編 スピード車両規定 第 5 章 スピード SA 車両規定を適用する。

2 PN 部門については、基本当該年の「全日本ジムカーナ/ダートトライアル統一規則 第 2 章 第 2 条 2)を適用する。ただし、表 1 のタイヤについては、使用可とする。(表 1 参照)

表	東洋ゴム工業(株) PROXES R1R ・ (株)ブリヂストン RE-71R ・ (株)ブリヂストン RE-12D
1	ヨコハマゴム(株) AD08R ・ 住友ゴム工業(株) DIREZZA ZIII ・ 住友ゴム工業(株) β 02

3. R部門については、以下のタイヤ規制を適用する。

(1) S タイヤ使用禁止。

(2) タイヤ接地面にタイヤを一周する連続した複数の縦溝を有している事。

(3) 上記(2)の溝はトレッドウェインジケータ(スリップサイン)が出るまで維持されている事。

※R部門で使用禁止とされる主なタイヤは、表2の通り。(表2参照)

表2	住友ゴム工業(株)	DIREZZA	02G・03G・β02・β02 for GYMKHANA・β03・β04・β10・94R
	(株)ブリヂストン	POTENZA	55S・11S・05D・06D・07D・12D・12D type-A
	東洋ゴム工業(株)	PROXES	08R・881・888
	横浜ゴム(株)	ADVAN	048・050・A052・A08B・A08B SPEC G
	日本グッドイヤー(株)	EAGLE/RS-SPORT	V-SPEC・R2-SPEC・R3-SPEC・R4-SPEC
	Hankook	Ventus	Z214・TD
	Kumho	Ecsta	V710・V70A・V700
	NANKANG	Sport nex	AR-1・NS-2R
	海外タイヤ製造者製を含む通称Sタイヤと判断される物、及び縦溝のみのタイヤ		
	製造者問わずセミレーシングタイヤと判断されるタイヤ、ラリー・ダートトライアル・ジムカーナ・レース専用タイヤ		

トレッドウェア(TW)値が、200より数値の小さいタイヤ(TW200は使用可)※タイヤ現物の刻印で確認する。

※一般的に、トレッドウェア(TW)数値が小さいほど摩耗が早くグリップ力が大きい。

※R部門で使用可能とされる主なタイヤは、表3の通り。(表3参照)

表 3	東洋ゴム工業(株) PROXES R1R ・ (株)ブリヂストン RE-71R ・ 横浜ゴム(株) AD08R ・ 住友ゴム工業(株) DIREZZA ZIII
	トレッドウェア(TW)値が、200以上のタイヤ(TW199は使用不可)※タイヤ現物の刻印で確認する。

※一般的に、トレッドウェア(TW)数値が小さいほど摩耗が早くグリップ力が大きい。

※R部門IVクラスのみ以下のタイヤ規制を上記の(1)・(2)・(3)に加えて適用する。

- (4) B 車両が上記(2)(3)に適合しないタイヤを使用する場合は、その使用本数に係わらず当該ヒートの走行タイムに2秒を加算するものとする。
 PN4車両(4輪駆動のPN車両で、JAF登録年問わず、改造範囲のみ適用。)は、ハンディ無しとする。

※新たに販売が開始されたり、モデルチェンジされた上記(1)(2)の条件を満足したタイヤを使用したい場合、または判断が解りにくいタイヤを使用したい場合は、四国ジムカーナ部会に対し事前に資料提出し、使用可否の審議をした上、可否判断する。

ただし、審議に時間を要する場合がある。使用可となる場合、JMRC四国ホームページで告知するが、それまでは使用出来ない。

第5条 参加者および競技運転者(ドライバー)

- 参加者(エントラント)は、JAF発給の当該年度有効な競技参加者許可証を所持していなければならない。
 ただし、競技運転者(ドライバー)は参加者を兼ねる事ができる。
- 競技運転者は、当該車両を運転する事ができる運転免許証を所持していなければならない。
- 競技運転者は、JAF発給の当該年度有効な競技運転者許可証を所持していなければならない。

ただし、この許可証の必要のないクラスに参加する場合には、この限りではない。

- 20才未満の競技運転者は、参加申込みに際し、親権者の同意の署名捺印を必要とする。

第6条 同一競技会の参加制限

- 同一運転者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。
- 同一車両による重複参加は2名まで認められる。

第7条 参加申込受付期間

1. 受付期間一覧表

	主催者	開催会場	開催日	受付期間	審査委員長(JMRC 派遣)
第1戦	DCR	瀬戸内海	3月22日	2月29日～3月14日	松原 宏
第2戦	TEC	TKL	4月12日	3月21日～4月4日	高芝 一史
第3戦	SMC	立川	5月24日	5月2日～5月16日	松原 宏
第4戦	瀬戸風	瀬戸内海	6月14日	5月23日～6月6日	佐藤 忍
第5戦	ETOILE	美川	7月5日	6月13日～6月27日	高芝 一史
第6戦	SKMC	立川	8月23日	8月1日～8月15日	八塚 勝博
第7戦	MAC	美川	9月20日	8月29日～9月12日	佐藤 忍

- 受付期間を競技会当日の3週間前の土曜日から1週間前の土曜日までの15日間に統一する。

第8条 各クラスの概要

クラス	エントリー代の上限	競技ライセンス	JAFメダル	シリーズ表彰
JAF選手権	¥13,000※1	国内B以上	あり	JAF
AT	¥8,000	国内B以上	あり	JAFにて検討中
クローズド他	¥8,000	不要	無	無

※1 全国JMRC加盟クラブ員以外は¥16,000とする。加盟クラブ員の判断はライセンス裏面のクラブ印で行う。

※2 学生は参加申込時に学生証もしくは学生であることの証明の添付があった場合に限り¥3,000割引とする。

第9条 参加申込方法および参加受理

- 所定の参加提出書類に参加料等を添えて、大会事務局まで送付すること。
- 参加車両名は15字以内とし、必ず車両名(型式ではなく通称名:ヴィッツ、マーチ等)を入れること。
- 組織委員会は国内競技規則4-19に従い、参加申込者に対し理由を示すことなく参加を拒否した場合は、速やかにその理由を付してJAFに報告しなければならない。この場合の参加料等は返金される。なお、正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。
- 参加受理の諾否はJMRC四国公式HPに掲載のエントリーリストとする。また何らかの理由で不受理とした場合はオーガナイザーより参加者に対して不受理の連絡を行うものとする。
- 参加申込書発送の証明は受理の証明としては認められない。

6. エントリー用紙等の書類やエントリーフィー等、全ての必要な物が事務局に到着し、大会組織委員会が認めた時点を受付完了とし、受付期間内に受付完了しなかった場合には、例外なく『賞典外出走』や『出走拒否』等の措置をとる。(主催者は毅然とした対応をお願いします。)
7. 参加者は、参加申請が受理された後、不可抗力により参加できない時は、参加確認受付終了までにオーガナイザーにその旨を連絡しなければならない。

第10条 エントリーリストの公表

1. 主催者は受付期間終了後、水曜日(開催日の4日前)までに、エントリーリストを公表する事。
この時点では、ゼッケンは確定していない情報でも可とするが、その後できるだけ早くゼッケンを確定し公表する事。公表においてはJMRC四国公式ホームページに掲載する事。
2. 瀬戸内海サーキットで開催する主催者は、エントリーリストと同時にパドック配置表も公表する事。
3. 公表されたエントリーリスト・パドック配置表について、参加申込者など主催者以外からの異議・抗議・要請等は認められない。但し、氏名の間違いや希望クラスに入っていない場合はこの限りではない。

第11条 保険への加入

1. 主催者は、国内競技規則【自動車競技の組織に関する規則】に記載された、競技役員・観衆に対する傷害保険に加入しなければならない。
また、不測の事態に備え、観衆に対しては賠償責任保険にも加入する事を強く推奨する。
2. 主催者は、加入した保険の保証内容がわかる書類(保険証書や申込書の控えなど)を、競技会当日の第1回審査委員会に提出しなければならない。
保険料領収証などの、保証内容が記載されていない書類は提出書類として認められない。

第12条 見舞金制度への加入

1. クローズドクラスを含む全ての参加者及び全ての競技役員に、JMRC四国または他地区のJMRCが管掌する見舞金制度への加入を強く推奨する。
2. 主催者は、競技会特別規則書に明記した上で、見舞金制度への加入を義務付ける事ができる。
加入を義務付けた場合には、以下の項目を競技会特別規則書に明記する事。
 - ・既に加入している事の証明方法
 - ・加入していない場合の加入方法
 - ・加入を証明できなかった場合の措置
3. 主催者は、競技会当日に見舞金制度への加入を希望する参加者に対して、受付をしなければならない。

第13条 参加者に対する指示および公示

1. 競技会審査委員会は国内競技規則4-9および10-10に従って、公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。
2. 当該競技会に関する公示、JAFが行う指示事項および暫定結果を含む競技結果成績は、公式通知掲示板に公示される。
3. 競技会審査委員会および組織委員会の決定事項または公示、あるいは参加者に関する特別事項も書

面をもって参加者に伝達される。

第14条 車両の変更

当該年の日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第25条に従う。

第15条 車両検査

1. 参加者は出走可能な状態で、指示されたタイムスケジュールに従い、指示された場所で競技会技術委員長の実施する公式車両検査を受けなければならぬ。また同時に本規則第7条(装備)についても検査を受けなければならない。この公式車両検査などに車両や装備を提示する事は、当該車両や装備がすべての規則に適合していると申告したものとみなされる。
2. 競技番号(ゼッケン)は公式車両検査までに車両の指示された場所に貼付けなければならない。競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合はこれに従う事。
3. 競技会技術委員長は車両の改造等が不適当と判断した個所について修正を求める事ができる。
修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
4. 以下の場合には当該競技に参加できない。
 - 1) 公式車両検査を受けない場合
 - 2) 公式車両検査で不合格の場合
 - 3) 競技会技術委員長の修正指示に従わない場合
5. 競技会技術委員長は、競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
6. 参加者は、公式車両検査合格後に、競技車両のタイヤ交換及び空気圧調整、プラグ交換、Vベルト交換(調整)、車高調整、ショックアブソーバーの減衰力調整、空力装置の調整作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は、事前に競技会技術委員長の許可を得ること。
7. 参加者は、競技走行中の転倒などにより車両の安全性が損なわれたと判断した場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けなければならない。
8. 競技会技術委員長は、競技会審査委員会の承認のもと、競技終了後上位入賞車両に対し終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
9. 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費等はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合や検査不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
10. 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規則に適合している旨を証明する為、車両規則に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
11. 競技車両は公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は、競技走行中や走行の為の移動を除き、指定された場所で保管されているものとし、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、主催者の管理下に置かれる。

第3章 競技に関する基準規則

第16条 競技コース

1. 競技コースは、競技会審査委員会に承認されたものが、公式通知掲示板に掲示される。

また、参加確認受付時に公式通知として参加者に配布されることが望ましい。

2. 競技コース図には少なくとも以下の内容を記載しなければならない。

1) スタート・走路・決勝の各審判員の判定場所(ポスト)

2) 重複参加者(Wエントリー)交代場所

3) ペナルティ対象となる全てのマーカー(パイロン)の設置場所

ペナルティの対象とならないマーカーについても、その諭旨を明示の上、記載する事が望ましい。

4) スタートおよびゴールの計測線

中間計測を行う場合には、その計測線も記載する事が望ましい。

5) 大会本部の場所

3. 主催者は、脱輪の判定基準について、ドライバーズブリーフィングなどで具体例を挙げて明確に参加者に
対して説明しなければならない。

第17条 ドライバーズブリーフィング

当該年の日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第26条に従う。

第18条 慣熟走行または慣熟歩行

当該年の日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第28条に従う。

第19条 スタート

1. スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。

2. スタートは、ランニングスタートとする。

3. ダブルエントリーの場合の後発車出走順は、先発車の6台後(中間5台)とする。この措置により、先発・
後発のどちらかまたは両方が、隣接するクラスに食込んだ出走順になる場合がある。

4. 保安上もしくは不可抗力により、当初定められたクラスごとのスタート順を変更する場合は、競技会審査
委員会承認のもと、その内容を公式通知で示す。

5. 主催者は、クローズドクラス等の競技初心者と思われる選手が参加しているクラスについて、
慣熟走行の機会を与える様に配慮する事。(慣熟走行、第1ヒート、第2ヒート、計3回の走行など)

第20条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、明確に意思表示を行い、その旨を書面にて競技役員に申し出て
棄権しなければならない。

第21条 一般安全規則

1. オープンカーは乗員保護のため4点式以上のロールバーを装着しなければならない。

2. スピードN車両部門、スピードSA車両部門、スピードSC車両部門およびスピードD 車両部門に参加する
車両は、適用車両規則に応じた4点式以上の安全ベルトを装着すること。

スピードPN車両部門、スピードB車両部門に参加する車両は、適応車両規則に応じた4点式以上の安
全ベルトの装着を強く推奨する。

3. 競技走行中は運転者側の窓およびサンルーフを全閉にしなければならない。

4. ゴール(フィニッシュライン)後の直線区間(減速レーン)では一旦停止せずに最徐行にて移動し、当該区間(減速レーン)通過後のパドックへの導入路の停止線にて一旦停止後、パドックに移動すること。
5. 競技走行中以外の競技会場内での車両の移動は徐行とし、ウォームアップランやブレーキテストなどを禁止する。
6. エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジットジャッキ(通称ウマ)を用いドライバーまたはメカニックが運転席に乗車する事。これ以外の方法でのエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
7. パドック内に燃料を保管する場合は、消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、保管量は参加者1名につき20リットルを超えてはならない。
8. パドック内で給油する場合は、粉末消火器(国家検定合格済の薬剤質量3kg以上)を準備する事。

第22条 競技運転者の装備

1. 選手権に参加する競技運転者は、レーシングスーツ・レーシングシューズ・レーシンググローブの着用を義務付ける。
2. 選手権以外のクラスに参加する競技運転者も、前項の着用を強く推奨するが、最低限の装備として、長袖(トレーナーと同等以上の厚さの物)、長ズボン、運動靴、指の出ないグローブの着用を義務付ける。
3. 表彰式において受賞対象者は、前記1.2.項に記載される服装(グローブを除く)で表彰式に出席しなければならない。規則の服装でない場合には、副賞を授与しないなど、賞典を制限する場合がある。
4. 全ての競技運転者は、国内競技車両規則に記載される『スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱』に適合したヘルメットを着用する事。この適合性は、ラベル(内側のシール等)で表示されなど、何らかの方法で証明できなければならない。
5. 上記の装備品が準備できていない場合は、出走拒否などの措置をとる場合がある。

第23条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則付則「スピード競技における旗信号に関する指導要項」に定められた信号によって伝達される。

スタート旗:国旗またはクラブ旗

黄旗:パイロン移動および転倒、脱輪(真上に静止して提示)

黒旗:ミスコース

赤旗:危険あり直ちに停止せよ

緑旗:コースクリア

チェック旗:ゴール

第24条 競技の中止

1. 事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、または天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する必要が生じた場合、競技長は赤旗表示を決定し、同時に全オブザベーションポストにおいて赤旗が表示される。
2. 競技中断の合図と同時に走行中の車両は直ちに競技走行を中止し、オフィシャルの指示に従わなければならない。

第25条 計時

1. 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った瞬間に開始し、最終のコントロールラインを横切った瞬間に終了する。この区間を『計測区間』という。
2. 計測は、自動計測機器にて1／1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。
3. 万一、自動計測機器による計測が不能な事態が発生した場合は、代替の自動計測機器の計測結果、または複数の手動計測機器(ストップウォッチ等)の計測結果の平均値を成績とする。
この場合の計測精度は1／100秒となる場合がある。
4. 所定の時間までに参加確認受付の手続きを怠った参加者は結果成績表からその名前が抹消される。

第26条 順位決定

当該年の日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第30条に従う。

第27条 競技上のペナルティ

1. スタート指示に従わない場合は、当該ヒートの出走権利を失うものとする。
2. スタート合図後、速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
3. 反則スタートと判断された場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
4. コース上のマーカー(パイロン)の転倒、または移動と判断された場合は、マーカー1個につき、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
マーカーとは、『計測区間』に設置された物、および、計測機器を防護する為に設置された物の事で、これ以外に、車両の整列や立入禁止区域の明示等の目的で設置された物などは含まない。
5. コースから脱輪した場合は、1輪・1回につき、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
6. 4輪が同時にコースから脱輪(コースアウト)した場合は、当該ヒートを無効とする。
7. ミスコースと判断された場合は、当該ヒートを無効とする。
8. 走行中に競技役員を含む他の援助を得た場合は、当該ヒートを無効とする。
9. 計測機器に接触するなど、以後の計測に支障のある様な走行をした場合は、当該ヒートを無効とする。
計測機器とは、コントロールラインに設置してある物だけではなく、中間計測などを行う目的で機器を設置してある場合は、これも含むものとする。
10. 主催者は、ペナルティの対象となるマーカーや脱輪箇所などを、ドライバーズブリーフィング等で、参加者に周知徹底する事。慣熟歩行前に発表される競技コース図に明記する事

第28条 審判員

国内競技規則10—20に基づく審判員の判定は、本共通規則第28条1)～9)とする。

第4章 抗議

第29条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い抗議する権利を有する。

1. 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規則する抗議料を添えて競技長に提出

- すること。
2. 抗議が正当と裁定された場合、抗議料は返却される。
 3. 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算定する。
 4. 審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。
 5. 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

第30条 抗議の制限時間

1. 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
2. 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第5章 競技会の成立、延期、中止、または短縮

第31条 競技会の成立、延期、中止、または短縮

当該年の日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定に従う。

第6章 賞典

第32条 賞典

- 1) JAF賞:全部門・全クラスの1位～3位に対してJAFメダルが授与される。ただし、当該年の日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第15条2.2)に従い当該クラスが成立していること。
- 2) 表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放棄したものとして、オーガナイザーの用意した副賞は授与されない。

第33条 賞典の制限

1. 全ての競技会において、クラス毎に参加台数によってJAF賞を除く賞典対象を下表に統一する。
尚、この場合の参加台数とは、主催者がエントリーリストを発表した時点での台数とする。

クラス別参加台数	1台	2台	3台	4台	5台	6台	7台	8台
授与する賞典対象	なし	1位のみ	1位のみ	2位まで	2位まで	3位まで	3位まで	4位まで
クラス別参加台数	9台	10台	11台	12台	13台	14台	15台	16台以上
授与する賞典対象	4位まで	5位まで	5位まで	6位まで	6位まで	7位まで	7位まで	8位まで

2. 主催者は賞典対象を減ずる事はできない。賞典対象を追加する場合には、競技会特別規則書に明記するか、ドライバーズブリーフィング開始時刻までに、公式通知にて発表しなければならない。
3. 最多チーム賞・レディース賞などの特別賞の設定は、主催者の自由とし、本規則では制限しない。
4. 1項及び2項の賞典は、完走して順位認定を受けた参加者に対してのみ授与される。
5. 1項及び2項の受賞対象者は、別条【競技運転者の装備】に記載される服装で表彰式に出席しなければならない。

第7章 参加者および競技運転者の遵守事項

第34条 参加者および競技運転者の遵守事項

1. 競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本統一規則の下で開催される競技会、競技中に生じた事態についてJAFおよびオーガナイザーならびにその所属員および競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。
2. 参加者は、当該選手権にかかるすべての者に全ての法規および規則を遵守させる責任を有する。
3. 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
4. 参加者およびドライバーは、競技期間中に競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。

第8章 本統一規則の解釈および施行

第35条 本規則の解釈

競技会中に本規則及び競技に関する諸規則(競技会特別規則書・公式通知を含む)の解釈に疑義が生じた場合には、競技会審査委員会の決定を終とする。

第36条 罰則

1. 規則違反、または競技役員の指示に従わない場合には、国内競技規則に記載されている条項に(従って罰則が適用される。
2. 本規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第37条 本規則の施行ならびに記載されていない事項

1. 本規則は、別記の発表日と同時に施行される。
2. 本規則は、JMRC四国に加盟するクラブが主催する全てのジムカーナ競技会に適用されるもので、参加申込受付開始と同時に有効となる。
3. 本規則に記載されていない事項についてはJAF国内競技規則とその付則、FIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
4. 本規則発行後、JAFにおいて決定された事項は、すべての規則に優先する。
5. 本規則に記載されていない事項については、競技に関する諸規則(競技会特別規則書・公式通知を含む)に準じる。
6. やむを得ない事情により本規則を適用できない場合には、他の諸規則を考慮した上で、JMRC四国運営委員会がその処置を決定する。
7. JMRC四国運営委員会は年度途中においても本規則を見直す場合がある。

付則 シリーズ運営事務局への報告

1. 主催者は、競技会終了後2週間以内に、参加者全員の成績表とシリーズ積立金を運営事務局まで振込みにて送付する事。送付なき場合は、JMRC四国が主催するクラブ代表者会議等への出席を制限する事がある。
2. 成績表は、インターネットで公開するので、電子化された資料が望ましい。
3. シリーズ積立金は、下記2項目の合計金額とする。

①選手権・ATクラスの参加合計数 × 1,500円

参加合計数とは、実際の参加／不参加を問わず、該当クラスで参加料を徴収した参加数の合計。

また、参加料を無料とした場合でも、競技結果成績表の該当クラスに記載されていれば、これも参加数に含める。

ただし、参加申込の拒否等の理由で、参加料を返還した場合には参加数に含めなくてよい。

②重量計測機器使用料 …… 無料

4. シリーズ運営事務局(ジムカーナ)

〒791-8077 愛媛県松山市内浜町 18-28 徳永 秀典

E-mail : admin-web-1@jmrc-shikoku.gr.jp

5. シリーズ積立金の振込先(ジムカーナ)

※ゆうちょ銀行から振込みの場合(手数料無料)

金融機関名 : ゆうちょ銀行	口座名 : JMRC四国ジムカーナ部会
記号 : 16140	番号 : 22437051

※ゆうちょ銀行以外から振込みの場合(振込手数料は送金者負担でお願いします。)

金融機関名 : ゆうちょ銀行	口座名 : JMRC四国ジムカーナ部会
店名 : 六一八(ロクイチハチ)	店番 : 618
預金種目 : 普通預金	口座番号 : 2243705

2020年1月1日発表

JMRC四国ジムカーナ部会